

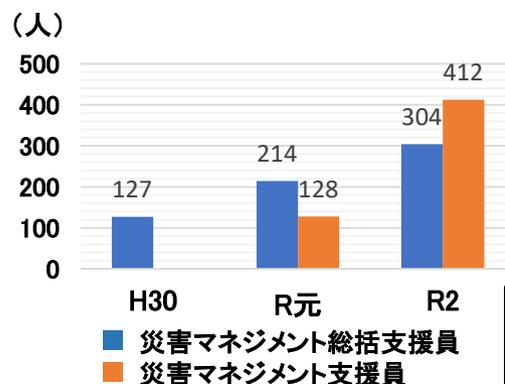
## I. 応急対策職員派遣制度（平成30年3月運用開始）の現状と評価・課題

### 1. 現状

#### (1) 派遣実績

	災害名（被災団体数）	応援団体数	応援人数(延べ)
H30	平成30年7月豪雨（20市町）	29団体	15,033人
	北海道胆振東部地震（3町）	7団体	2,951人
R元	8月大雨（1町）	2団体	21人
	房総半島台風（20市町）	16団体	3,853人
	東日本台風（28市町）	35団体	9,833人
R2	令和2年7月豪雨（8市町村）	13団体	6,367人

#### (2) 災害マネジメント総括支援員等の登録数の推移



災害マネジメント総括支援員等は、総括支援チームとして、被害状況・応援ニーズの確認及び災害マネジメント支援を担い、その重要性が高まっている。

災害マネジメント総括支援員等の登録数は増加傾向。

### 2. 評価・課題

※過去の災害後のアンケート等による。

#### (1) 主な評価

- ・ 総括支援チームから過去の経験に基づく助言を頂き、活動を円滑に行えた。
- ・ マンパワー不足が予想される中、対口支援があるという安心感は、落ち着いて災害対応に当たる拠り所となった。
- ・ 制度による支援がなければ、罹災証明書を迅速に発行できず、避難所の閉鎖も遅れたであろう、と容易に想像できる。

被災団体からは、応援職員に対する感謝と、制度に対する高い評価を頂いている。

#### (2) 主な課題

- ・ 制度の仕組みについて、更なる周知が必要。
- ・ 被災団体の受援体制の整備が必要。
- ・ 災害マネジメント総括支援員等の絶対数が十分ではない。
- ・ 応援ノウハウの文章化、蓄積が進んでいない。

引き続き、制度の周知、受援体制の整備及び災害マネジメント総括支援員等の確保に取り組む必要。  
また、引き続き、新型コロナウイルス感染症対策の徹底も必要。

## Ⅱ. 南海トラフ地震・首都直下地震等大規模災害時の応援のあり方

### 1. 検討課題

〔「大規模災害からの被災住民の生活再建を支援するための応援職員の派遣の在り方に関する研究会報告書」（平成29年6月）の指摘〕

南海トラフ地震や首都直下地震などの極めて規模の大きい災害においては、非常に多くの被災市区町村の発生が想定され、必要となる対口支援団体数も多数に上がることが見込まれる。

このような場合に、現実的にどのような対応が可能かについては、被害想定等を前提としつつ、事前に十分な検証を行っておく必要がある。

- (1) 応援ニーズの把握手法 : 甚大な被害による行政機能の停止や通信手段の断絶等から、被災市区町村から応援要請が来ない場合や、被害状況の把握ができない場合が想定される。
- (2) 被災団体の支援方法 : 被災市区町村が多数に及び、総括支援チームが不足する場合や、対口支援団体の全国的な調整の余裕がないなど、速やかな対応が難しい場合が想定される。
- (3) 膨大な応援ニーズへの対応 :
  - ・ ニーズに対応できる応援職員数を確保できないおそれがある。
  - ・ 民間との連携に際し、役割分担の調整等がうまくいかなかったとの事例がある。

### 2. 基本的な考え方

#### (1) 災害マネジメント総括支援員等の増員・活用

##### ① プッシュ型での派遣

- ・ 災害時にプッシュ型で派遣し、被災都道府県から派遣される連絡要員と連携して状況を確認。
- ・ 上記の災害マネジメント総括支援員等のプッシュ型派遣は、被災都道府県内→被災ブロック内→全国の順に調整。

##### ② 増員確保

想定される被災市区町村数に鑑み、当面、1,000人規模の災害マネジメント総括支援員の養成・確保を目指す。

<参考> 当面の災害マネジメント総括支援員確保目標の考え方

- ・ 「南海トラフ地震防災対策推進地域」  
(1都2府26県707市町村)  
うち重点受援県 : 10県 (285市町村)
- ・ 「首都直下地震緊急対策区域」  
(1都9県309市区町村)  
うち受援都道府県 : 4都県 (212市区町村)



重点受援県又は受援都道府県内の市区町村に1週間交代で1か月(4週)間派遣すると、概ね1,000人規模必要。

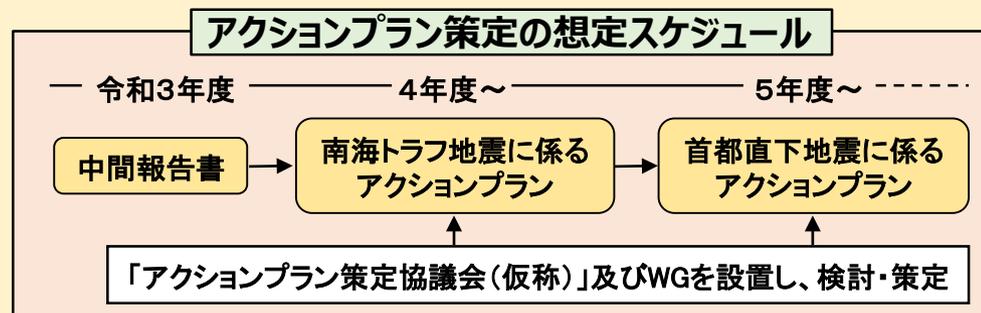
## Ⅱ. 南海トラフ地震・首都直下地震等大規模災害時の応援のあり方

### 2. 基本的な考え方（続き）

#### （2）アクションプランの策定

- ・ 南海トラフ地震及び首都直下地震を対象にアクションプランを策定し、あらかじめ、応援－受援の対応を決めておく。
- ・ 具体の組合せや、既存の災害時相互応援協定等との関係（※）についてはアクションプラン策定時に検討。

※既存の応援協定等の存在を前提とするが、応援体制に著しい偏りが見られる場合には調整



#### （3）応援側の体制

- ・ 応援県等が県（市）応援隊を編成し、複数の総括支援チーム及び対口支援チームにより、複数の被災市区町村を支援する。
- ・ 現地活動本部を設置し、自県等の応援隊の運用や支援チームの後方支援を行う。

#### （5）民間との連携

- ・ 避難所の運営等、行政の役割とされる業務の一部民間委託も、応援ニーズ適正化の観点からは有効。
- ・ NPO・ボランティア等と情報を共有できる体制を構築する。
- ・ 災害マネジメント総括支援員等に対し、NPO・ボランティア等に関する研修を実施する。

#### （4）受援側の体制

- ・ 被災都道府県に外部からの応援の調整等を行うチームを設け、関係団体及び応援県等の連絡要員等で構成する「現地調整会議」を設置する（会議の実務を応援県等が担うことも想定）。
- ・ 被災市区町村は、応援団体に優先して支援してもらう業務を業務継続計画や受援計画等であらかじめ定めておく。

#### （6）その他

全国から派遣される応援職員に対する、応急対策業務に従事する際の手順や心構え等をまとめた研修教材や対応事例集を国が主体となり作成する。